

大津湖南都市計画特別用途地区の変更（守山市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
第1種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 133.7ha	
第2種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 20.9ha	
大規模集客施設制限 特別用途地区	約 22.8ha	
第1種公共公益施設 特別用途地区	約 15.4ha	
第2種公共公益施設 特別用途地区	約 16.8ha	
第3種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 14.9ha	
合計	約 224.5ha	

「位置および区域は、計画図表示のとおり。」

理由

守山市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）において、湖岸エリアを「観光・レクリエーション地」と位置付け、琵琶湖等の良好な自然環境や景観を活かした保養・宿泊施設、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することを目指している。

都市計画マスタープランに基づく湖岸振興につながる更なる土地利用の環境を整えるため、特別用途地区の指定を行う。

新旧対照表

種類	面積（新）	面積（旧）	増減
第1種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 133.7ha	約 133.7ha	
第2種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 20.9ha	約 35.8ha	約 14.9ha 減
大規模集客施設制限 特別用途地区	約 22.8ha	約 22.8ha	
第1種公共公益施設 特別用途地区	約 15.4ha	約 15.4ha	
第2種公共公益施設 特別用途地区	約 16.8ha	約 16.8ha	
第3種観光・レクリエーション 特別用途地区	約 14.9ha	—	
合計	約 224.5ha	約 224.5ha	

建築制限内容（守山市特別用途地区建築条例）

特別用途地区	建築してはならない建築物
第2種観光・レクリエーション特別用途地区および第3種観光・レクリエーション特別用途地区	1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舎または下宿 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 守山市特定旅館建築規制条例第2条第1項第2号に定める特定旅館 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場または政令第130条の9の5に定める建築物 7 その他第2種観光・レクリエーション特別用途地区および第3種観光・レクリエーション特別用途地区の利便の増進および環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるもので、規則で定めるもの

特別用途地区	建築することができる建築物
第3種観光・レクリエーション特別用途地区	1 食料品製造業を営む工場で、見学施設等を有するもの 2 地域で生産された農水産物の加工場